

「真宗」紙上に連載されている第2回教学会議開催報告の見出しは、「宗祖親鸞聖人ご誕生 850 年・立教開宗 800 年に向け、私たちはどこに立つべきか」との表記です。この「私たちはどこに立つべきか」を憶念しながらの質問とさせていただきたいと思いますが、先般教学会議座長でもある教学研究所長安富信哉先生がご逝去されたことに深く哀悼の意をささげます。教学会議開催の重要事項に、『「是梅陀羅」の課題を教団内で共有し、社会に向けて発信していくための指針』がありました。是梅陀羅問題は 1940 年に東西本願寺に徹底的な検討と善処を求められたが、今まで全く無視してきました。改めての問いかけに、大谷派としてしっかり受けていこうという先生の強い意志を感じていた矢先、ご逝去の報に接しました。総長にあつては、改めて安富先生の意味と願いを継承していただける後任人事を願うところではありますが、総長自身も新任となり今後の教学会議への願いをお示しいただきたいと思います。

その安富先生が教化研究 159 号巻頭言において「やがて親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年の記念法要を迎えようとしているいま、宗門の負の遺産を直視し、宗祖の僧伽への祈りに応答していくことが求められる」との遺言ともいえる言葉や研究員論文で「宗門や寺院の構造的な性質」や「一人ひとりの私のところに体質のように染みついている」と語られる「性質や体質」という言葉が気にかかりました。宗門の負の遺産とは何か、一人ひとりの血肉にまでなっている性質や体質とは何か。宗祖の僧伽への祈りに応答するとは如何なることか、質問を通して考えていきたい思います。

今重要な節目として聖人滅後 10 年後があると、私は考えています。1272 年(文永 9 年)の冬、関東の門弟たちは覚信尼の夫である小野宮禅念の屋敷を借り、ささやかな廟堂を建てご遺骨を納めご真影を安置されました。私たち真宗大谷派は、ここに「真宗本廟」の濫觴を見るのでありましょう。この土地は小野宮禅念から覚信尼へ、さらに門弟たちの所有である廟堂に永代にわたって寄進されます。ここは聖人の縁者が建てたお墓ではなく、他ならぬ関東の門弟たちの所有で拠り所でありました。覚信尼から門弟たちへ繰り返し発せられる寄進状が現存します。1277 年(建治 3 年)9 月 22 日下総常念、11 月 7 日は常陸布河教念並びに高田の顕智宛て、さらに 1280 年(弘安 3 年)10 月 25 日には飯沼の善性その子智光並びに善性坊同朋証信宛てであります。内容は、大谷の御廟は門徒の共有であり公共のものである、その廟堂の管理責任は覚信尼の子孫が門徒の同意を得てこれにあたるとの確約です。大谷御廟の土地の公有化と引き換えに覚信尼の子孫がこの管理権つまり生活の糧を確保したともいえまじょうが、特に 3 通目には、覚信尼自身の署名だけでなく、その子である 15 歳の唯善にも覚恵にも署名をさせています。覚信尼は大谷の御廟を関東の門弟たちに託されました。真宗本廟は、設立当初より門徒共有の財産であり信順と礼拝の場でなければなりません。聖人没後 10 年の真宗本廟創立から 750 年という節目の年は、宗憲にまでたどり着く創立の意義を確認する場としてお迎えすることは出来ないか提案させていただきます。

親鸞聖人滅後 10 年とは、聖人が関東を離れてすでに 40 年近い歳月が流れています。その関東の門弟たちに宿る親鸞聖人追慕の念とはいかなるものか、この確認こそが問題の本

質であります。「親鸞聖人が門徒衆の同伴者として身を処し、片時も御同朋・御同行の存在を忘れることはなかった」(部落差別問題等に関する教学委員会報告書)と語られるように、御同朋御同行と常に私のそばに寄り添い励ましてくれる姿に、無条件に人間は平等であるという仏の教えを聞き取った人々がそこにいたのです。「われら」と語りかける水平な場における親鸞さんでした。安富先生が語る「僧伽への祈り」と語られる精神そのものではないでしょうか。

その「僧伽への祈り」と対極の姿に本願維持財団問題があると思うのです。教団問題の終焉ともいえる最高裁敗訴によって、私たちは何を失ったのか、そして何と決別したのか、まずは大谷派教団として総括するつもりはあるのでしょうか。財団により大谷派が被った財産の損失は、六条山の損失も含め如何ほどだったのか、具体的な数値を示していただきたい。

「真宗」紙上には京都駅前周辺の土地約 7600 坪といわれ、そのうち旧近鉄百貨店の土地約 3000 坪が約 200 億円と公表されるが、維持財団のホームページでは大谷伯爵家からの寄贈で 7000 坪と表記されています。

さて、その「大谷伯爵家からの寄贈」とは、いかにも貴族として君臨し教団を自分のものと信じている文言であります。その姿に宗教的精神を感じられましょか。覚如上人による本願寺教団形成から蓮如上人が全国へ展開し、証如上人が 1549 年(天文 18 年)権僧正を勅許され下賜されたものの中に三十六人家集があるのも象徴的です。1559 年(永禄 2 年)顕如上人が念願の「門跡」の勅補をうけ本願寺が門跡寺院となり、「関東の門弟たち」の思いとは裏腹に、その後の本願寺は法主の権威化と封建制に組み込まれた門末制度を作り出していきます。門跡を頂点とする生まれや家柄などの身分的性格を中心とする寺格制度を作り、「寺格外の寺格」である「穢多寺」を生み出していきます。差別されてきた人々と共に生きようとせず世間と同じく差別していく教団であり、その中で今の今まで親鸞教学を語り続けてきました。その私たちに「お経を聞くと悲しい」との声が「是梅陀羅問題」だと、私は受け止めています。新総長として「是梅陀羅問題」に取り組む思いを述べていただきたいと思  
います。また全国の教区の「同和」委員会の実働状況は如何か、そしてどのような指示を出  
されますか、この機会を通して教区「同和」委員会の再構築が求められると思いますが如何  
でしょうか。

一般に差別構造とは、上に民衆とは異なる権威を立て、下に自らの権威を持ち合わせていないものを作り成り立ちます。まさに本願寺は顕如上人のとき門跡寺院となり、朝廷を最終権威にする教団体制を作り出しました。「近世教団は、その独自の秩序体系の権威を門跡に依拠している」(「寺壇の思想」大桑斉)と指摘されるように、諡号を渴仰し貴族化を求める教団の歩みは、門跡の対極に最下層の寺格に固定化された「寺中」寺院を生み出しました。

「寺中」寺院とは、一般的には「下寺」と呼ばれ、「それ自身の門徒は持たず本坊の境内またはその近辺に居住し本坊経営を補佐する本坊譜代の従属的僧侶とその家族」(「真宗教団と家制度」森岡清美)とあるように、地域によって「寺家」「寺中」「前寺」「子寺」「脇寺」等様々な名称を持つ無檀家寺院の総称であります。このような「寺中」寺院は、江戸時代

1680年代ごろ寺壇制度の確立と共に全国的に成立し、寺院の權威を保持する意味からも「寺中」を必要としたようです。

明治9年の「宗規綱領」施行により、「寺中」寺院も含めすべて本山直轄の一般寺院となったが、明治19年「宗制寺法」であらためて「附属寺」と名称を規定し、その寺格は「飛檐」を超えないと制定します。昭和4年の宗憲改正でこの附属寺院制度は消えたが、「本坊と子寺は本分家関係の主従関係であり、本坊の意向に従わなければ「主命に背」く者とされた」（同書 森岡清美）とあるような、人格や生計のすべてにおいて従属的な形態を現在まで維持し、まるで身分制度であるかのような実態が存在しています。

財団問題はじめ一連の教団問題を経て、親鸞の血統を崇め貴族性を有する教団であったことを教えられ、善知識としての法主から門首になり、教えを説く人から共に教えを聞く人になった教団の歩みを「宗憲」として獲得しました。しかし、その貴族性は大谷家だけの問題ではありません。一般寺院において特に生活感覚において本当に克服できたのでしょうか。「寺中」寺院を生きる方に対する眼差しやその実態を残しながら、制度だけが無くなったとしても教団の封建的体質はそのまま温存されています。

昭和4年2月1日の「中外日報」には、「附属寺問題だけでも解決至難」という見出しで、「現在 868 の附属寺に 546 の本寺がある」と当時の参務の発言が掲載されていますが、現在の教団における「寺中」寺院数やその推移について教えていただきたい。

また、本願寺派では「教団内における「寺中」差別の実態」というアンケート結果によるレポート（「同和研究論究」第35号 2014年7月発行）が発表され、差別の具体的実態が克明に報告されています。大谷派教団における「寺中」寺院に対する現状が、貴族化から生じた構造的差別の問題であり、「同朋」教団を名のる教団全体の課題だという認識はおありでしょうか。お尋ねいたします。

この教団の歴史にあって、門跡を求めることと諡号を追求することは同じ論理から出ていることはもう明らかでしょう。見真額は教学の問題ではないと言い続けても、この問題ほど「信心」ないし「教学」といわれるものそれ自体の観念性」の問題（泉恵機「大谷派同和運動の歴史と課題」上・「真宗」1975年4月号から引用した「部落問題等に関する教学委員会報告書」「真宗」2017年3月号）であるのです。いつの間にか見真額が近代史の検証の結果、先輩たちの願いの象徴となり、課題の共有はその歴史観の確認となってしまいました。社会の問題と切り離して信心の課題はあり得ないのでしょうか。信心の課題と社会の問題が切り結ばないことを、観念性の問題であると是梅陀羅問題では展開されています。見真額が何故宗祖の頭上に掲げ続けなければいけないのかと問いたい。「負の遺産」か「願いの象徴」かの議論をするにしても、同じ目線に降ろし展示・学習しなければいけません。信順と礼拝の場に諡号としての見真額は必要なのですかと質問いたします。

また貴族性を求めるのは教団だけではありません、院号を求める私たちがいるのです。2015年渡邊議員への答弁で、天皇制に起因する院号は、差別からの解放を願われている法名の意味を失わせるものと明快にお答えいただきました。「部落問題学習資料集」以外での

「院号」差別性に言及した記述はここだけでしょう。であるならば、課題提起書で提起されている「院号」を門首からの称号にするということは全くおかしいことですが、大谷派には院号でも様々な意味があるようです。天皇制に起因する院号は差別だが、相続講の院号は賞典として別物扱いします。普通にみてどこが違うのか区別が付きません。戦死者に授与された院号もあります。またご連枝には院号が生前に付きます。どのような意味があるのでしょうか。ご門首になると院号はなくなり、逝去されるとまた院号がつくと理解しているのでしょうか。私たちは、まだ「門跡」という意識が抜け切れていないのかもしれませんが。これからの時代、新門さんや新々門さんにあっては、ぜひ教師修練をお受けいただきたいと思えます。同じ大谷派教師として、共々に歩んでいける出会いが求められますが、如何ですか。

その課題提起書は新内局になっても継承されているのでしょうか。2012年常会で田澤議員の質問に対し、5年を目標に着実に歩み進めると語った5年は今年であります。当時の総長は、御遠忌の総括は即ち同朋会運動の総括、かかる提起書をもって総括をさせていただいたと明言されました。5年を経て、その提起書が棚上げにされている現状はあまりにも嘆かわしい。「提起書をもって総括」とされたことが潰えていく状況をどう思われているのか、今回の総長や財務長演説にあって、一言の言及もなかったのはなぜか。この提起書の眼目は、護持金制度の創設であり、これからの宗門の形を提起したのです。護持金制度への宗門のかじ取りは、やはり無理だったのでしょうか。いままでどのような努力をされましたか。御遠忌と同朋会運動の総括が潰えてしまったことでもあります。どうするのですか。

1962年に始まった同朋会運動は、「永い封建教団の歴史の中で培われてきた寺壇関係を超えて、門徒が僧侶・寺族と同人格の同朋として聞法することを示すもので、歴史的には画期的な意味」（「近代大谷派の教団」柏原祐泉）と語られる、そのいわれと必然を訪ねてきたが、「同人格の同朋」なる姿を実生活の上でその感覚を獲得したかは今なお怪しい状況だろう。しかも同朋会運動が教団問題、靖国問題、部落差別問題を踏まえ「宗憲」として結実しながら、その宗憲存立に至る意義が伝わっているか、いままでの教団の形と宗憲が目指す教団の姿を、批判的問いを持ちながら検証することがあったか。同朋会運動50年と宗憲獲得から35年を過ぎ、私たち教団から批判的総括が出されているとは思えない。その必要性を強く感じるが如何でしょう。この作業抜きに、お誕生850年立教開宗800年への具体的施策への展開は難しいのではないか。特に前内局が挫折した僧俗共にお勤めできる同朋法要式の制定は、「僧伽への祈り」を真宗の仏事として表現できるのかどうか問われる重要な視点であります。

その同朋会運動の足元で、さる4月25日東本願寺の補導職に対し賃金未払問題のニュースが流れました。全国から奉仕団でおいで頂くご門徒のお世話に当たる補導職は、同朋会運動の中心事業を担う同朋会館の職員で、その仕事は多岐にわたり拘束時間も長かったのはよくわかります。だからこそ補導の仕事そのものが奉仕であり「学び」だという甘えが、私を含め教団もあつたのではないか。勉強になるという衣をまとって門徒さんと接する最先端の人間に過重労働を強いてきたことが実体ではないか。総長演説でも、賃金未払いだけで

なくパワハラ問題も提起されたとのこと、とても聞は深いです。ハラスメント防止委員会は開催され事実認定があったのでしょうか。職場環境は改善されたのでしょうか。加害者被害者共に謝罪やその受け入れが行われたのでしょうか。きっと苦渋の思いで提起したのでしょうか「信仰心がないから残業代を請求した」などという暴言を許してはいけません。また、いままで全国からどのくらいのハラスメント相談を受け付けましたか、窓口の周知徹底は図られましたかお答えください。

「労働」と「自己研鑽」との境が曖昧で認識が甘かった、という反省の弁が宗務当局からありましたが、そもそも「労働」でないなら、労使間で結ぶ協定は不要です。それでも労使間で三六協定を結んでいたということは、認識が初めからあったのではないですか。また、締結した労使協定に残業代は支払わない、いくら残業をしても一定の上限以上は支払わない協定を結んでも「違法」ですから無効です。そのことに気づかなかったのですか。違法性の認識があったのか、なかったのかお聞きします。

大谷派にあって、同朋会運動を推進する足元で行われていた過重労働とハラスメントという違法行為、それが見過ごされてきた教団の実態をどう受け止めるのか。「一人の人、一つの寺を大切に支える宗門」といいながら悲鳴を上げている仲間がいたのです。まさに足元の同朋会運動を問い返す重要な事案ではないかと思えます。ご意見を伺いたい。

私たち大谷派は、同朋社会の顕現を願う宗教教団であるとともに、社会的存在としての組織・団体の認識をお持ちでしょうか。最近、宗門におけるコンプライアンス、つまり法令順守の精神や社会的責任の希薄さがもたらす組織としての弛緩が大きく見られます。早急に大谷派におけるコンプライアンス体制を構築し、全国の教務所、寺院にも展開すべきです。そのための審議会を直ちに立ち上げる必要があるのではないかご意見を伺いたい。不祥事が組織にあってまずすべきことは、事案の説明と謝罪、そして再発防止策を講じ再び起きないように、組織のトップが組織の内外に表明することです。それが、コンプライアンス社会的責任を果たす第一歩でありましょう。ぜひ総長による記者会見を開いてください。

いま私たちの国の形が変わろうとしています。277の「共謀罪」を新設する組織的犯罪処罰法が衆議院本会議を23日に通過しました。時代になびく体質を持っている私たち大谷派教団にあって、この法案は私たちの生きざまに突き付けられた法案でありましょう。捜査当局の拡大解釈による人権侵害はもとよりですが、当局の威嚇は一人ひとりが黙りこみ諂いなびくには十分機能します。時代の空気になびかぬ私に「はっ」と気づき、棹を刺さなければいけません。それが高木顕明師をはじめ歴史に学ぶ大切さです。この一連の時代の空気に対し、キッチリとした総長の御所見をお願いいたします。さらに宗派声明がご門徒一人ひとりに何故伝わりにくいのか、検証されたのでしょうか。

先日熊本大地震の痕を訪ねてきました。大谷派の仲間たちが、必至で自分たちのできる支援を模索し、様々な人々と結びつく姿を見てきました。阿蘇の外輪山を背に控えた立野地区は、大規模な山崩れで全戸避難とされました。みなし仮設住宅に入居し散り散りになった人たちの中から、「こんな時ほど法話が聞きたい」という声が出てきたそうです。何とか応え

ようと住職たちが「お寺座」という法話会を公民館で開いていました。大谷派を中心としたあるグループは、震災後 1 年で 100 回以上の炊き出しを重ねつつ多くの人達と出会い続けていました。また、様々に模索しながら地域の人々と出会っていかうとする若い僧侶たちがいました。震災で解体される本堂を囲み、地域の方々と「娯楽」というお祭りを企画されている住職もいました。教団の仕事とは、これらの人々を結びつけ孤立させず、教団という枠にとらわれずに、教団外の人々と軽々と手を取り合っていくその姿にこそ、同朋会運動の展開と深まりを感じつつ手助けしていくことではないでしょうか。震災に出会うと必ず過疎問題を引き起こします。「これからのお寺」を考える寺院活性化支援室との協同も検討課題ではないか。熊本震災支援での義援金総額やその支出内容の詳細、特にボランティア関連の支出は今後の課題をあぶりだすためにも必要です。また教務所長兼任による問題はなかったか、1 年を過ぎ熊本震災支援の課題や在り方で見えてきたことがあればお教えください。

最後に、原発震災から 6 年が過ぎ甲状腺がんの子供たちが急増しています。大谷派にご縁のある外郭団体や任意団体、教区や教化委員会の協力を得て実施されてきた保養事業推進と共にさらに出来ることはないか。甲状腺がん急増という悲しい事実の前に、今こそ信頼できる団体から学び共同して模索する時期ではないでしょうか。福島の子供たちと共に生きると宣言した教団の本気度が試されます。今年の具体的施策のご説明をお願いいたします。

このように他団体と共に歩みだす同朋会運動にこそ、新たな展開と深さ、そして何よりも共に緊張感を持った事業展開ができるのではないのでしょうか。今後の同朋会運動に取り組む大きなヒントがありそうです。

東本願寺出版の「続・解放の祈り」から藤元先生の言葉を確認して終わりたい。

「封建社会であるから宗門が封建的になったのではありません。まさしく、宗教的精神の枯渇に他ならない。それは具体的には宗門が社会制度や社会慣習との緊張関係を失ったからにありましょう。そうした宗教的精神の形骸化にもかかわらず、宗門が存続せしめられてきたのは、民衆における深い宗教的欲求であると申せましょう。宗門は墮落しても、必ずしも宗門的形態をとらなくても念仏の精神は生きていたからでしょう」以上で質問とさせていただきます。